

# 行政書士とちぎ

11

Nov. 2019

No.515



栃木県行政書士会

<http://www.gt9.or.jp/gyosei>



# 行政書士 とちぎ

2019年

11 月号

CONTENTS

1	目次
2	栃木県行政書士会の動き
2	○栃木県知事を囲む会開催
2	○農地法に関する基礎研修会開催
3	○建設業基礎研修会開催
3	○測量研修会開催
4	○中小企業支援研修会第2回
	「中小企業と外国人に関わる研修②応用編」
5	○シリーズ「相続」令和元年度第1回開催報告
5	○行政書士制度広報月間電話相談の結果報告
6	支部だより
8	申請取次行政書士の動向
9	栃木県行政書士カレンダー（12月）
10	日行連だより
10	業務情報
11	おじゃましま～す！
12	支局かわら版（足利）
13	研修会のお知らせ
18	会員の動き

No. 515

今月の表紙

大芦渓谷（鹿沼市）

# 栃木県行政書士会の動き



## 栃木県知事を囲む会開催

令和元年10月24日（木）午後6時30分より、栃木県庁舎15階にある展望レストラン「ダイニング十五家」において、「福田富一知事を囲む会」が開催されました。出席者42名で、公務ご多忙の知事を定刻通りお迎えすることができ、関の司会進行により、横山栃木県行政書士会会长挨拶、諫訪栃木県行政書士会議員連盟会長の乾杯と進みました。

福田知事のご配慮により先に乾杯となつたため、会食をしながら知事のご挨拶をじっくり味わうこととなりました。

冒頭に、先日の過去にも例のないほどの被害をもたらした台風19号の被災者に対しお見舞いの言葉を述べられました。（出席者の中にも浸水・土砂崩れなど罹災され「命があったのは幸運だった。」というお話を聞こえておりました。）

次は令和になり初めての会にふさわしい話題へと移り、22日の令和天皇の「即位の礼」について県民を代表して出席されたこと、「高御座」「御帳台」などはモニターでご覧になったことなど話されました。

そしてその前に行われた大嘗祭で使われた新穀の産地として、本県と京都府が選ばれ、本県の生産者を誰にするか、田圃は何処にするか、決定ま



で諸々の条件を満たすための行程など興味深く伺いましたが、9月28日は特A評価の新米「とちぎの星」（本県オリジナル品種で知事が命名）の収穫「悠紀斎田抜穂の儀」を迎える、「田圃にモーニング姿で行ったんですよ。」と楽しそうに説明され、列席された様子を手に取るように知ることができました。

解散時にはお見送りに立たれて、いちご国体への寄付のお願いのパンフレットを手渡されました。会員の皆様もご協力よろしくお願いいたします。

（総務部 関 比佐江）

## 農地法に関する基礎研修会開催

令和元年9月24日（火）行政書士会館にて35名の受講者を迎えて2部構成で研修会を開催しました。第1部は本日のメインテーマであります農地法3条、4条、5条に関する基礎研修であり講師は当部の小林謙二会員が担当いたしました。第2部は宇都宮市における開発行為許可基準の一部改正をテーマに宇都宮市土地整備部都市計画課の片庭哲也様と大谷昌弘様に説明していただきました。

行政書士業務で土地関係を業務とする会員にとり、農地法に関する業務が最も多いものと思ひます。



小林会員による農地法3条、4条、5条による解説は事例を用いた説明であり、申請前の事前調査の重要性、申請書の書き方、注意事項など初心者にもわかる解説であったと思います。

土地利用開発部では5回シリーズで土地関係業務を始めてみようと思う会員向けにこれだけ知つていれば大丈夫と思われる研修会を水先案内人として実施しています。

この後、第3回測量研修会、第4回CAD研修

会（パソコンで、測量したデータを使って図面が作れるようになります。）、第5回開発行為許可研修会と続きますので、是非とも受講することをお勧めいたします。

いずれの研修も初歩的な講義であり、これらの研修を足掛かりにして、自己研鑽を積んでスペシャリストを目指してください。

（土地利用開発部 福田勝守）

## 建設業基礎研修会開催

10月8日（火）栃木県行政書士会館において建設業基礎研修会が行われました。

研修内容は、建設業許可申請および経営事項審査についてです。

はじめに、栃木県監理課建設業担当課長補佐 加藤 茂様より挨拶をいただき、①建設業法の概要②建設業許可についてを主任 横山 省吾様より③経営事項審査についてを主任 吉成 徹様にご講義いただきました。

今回の内容は建設業許可、経営事項審査について基本的な流れを説明した初心者向けの講義でしたが、建設業許可関係は少々難解な部分がありますのでこのように流れを押さえて内容を理解する講義で大変有意義であったと思います。

約1時間30分の研修時間でしたが栃木県ご担当の方々の説明も丁寧でとても内容の濃いものでした。

今後も定期的に栃木県監理課建設業ご担当者をお迎えしてこのような研修会を企画していきたいと思います。



（建設環境部 片柳秀明）

## 測量研修会開催

令和元年10月11日（金）と18日（金）に測量についての研修会を行いました。

初回は、座学で測量に必要な基礎数学を学びました。測量では三角関数を使いますが、これは高校時代に勉強したときの程度で十分足りるものです。その後、座標の計算方法及び誤差の配分方法等を学び、自分で測量してから図面を作成するまでに必要な一連の作業を学びました。

測量会社では現地を測量してから座標計算まで測量CADを使いますので、手計算ということはありませんが、一般的に行政書士は測量CADまでは持っていないため、手計算により座標を求める必要があります。しかしながら、これは、測量



CADの内部計算がどのように行われているかを確認するためには必要なことです。コンピュータによる計算は間違いがなくとも観測者の入力ミスにより誤りが発生する場合は十分あるため、その場合の誤りは計算方法を知らないと発見できないものです。

2回目は、観測機械を使った測量の実測研修を行いました。天候が良くないため、観測は栃木県行政書士会館内で行われました。講師は、測量機械メーカーの社員が行い、機械（トータルステーション）の操作方法を学び、各自が観測した測量成果に基づき図面の作成まで行いました。

ちょっとした測量でも測量業者に仕事を依頼すると多額の費用がかかるものです。その場合に自分で測量から図面作製ができれば費用の大幅な削減ばかりか自分の報酬にもつながります。

当会では有料ですが機械（トータルステーション）のレンタルをしていますので、測量に必要な業務が発生した場合はぜひご相談ください。

土地利用開発部では、これからも継続して測量研修を続けてまいりますので、測量の必要な業務依頼を受けている方、測量に興味を持たれている方は、次回の開催に奮ってご参加ください。



(土地利用開発部 小林謙二)

## 中小企業支援研修会第2回 「中小企業と外国人に関わる研修②応用編」

令和元年10月25日（金）13時30分より16時30分まで、栃木県宅地建物取引協会会館3階会議室にて「中小企業と外国人に関わる研修②（応用編）」を開催しました。

先月9月25日に開催しました「中小企業と外国人に関わる研修①（基礎編）」に関連したものになります。

今回の研修も前回の研修と同様、中小企業支援部・国際部共催特別研修です。この日の参加者数は役員を含め56名。

講師は、中小企業を取り巻く「技能実習」及び「特定技能」に関する両制度と実務上の諸問題について、第一人者である弁護士山脇康嗣氏をお迎えして、この日配布された約400ページのレジュメをもとに3時間にわたり研修が行われました。就労資格が認められてる在留資格と認められてない在留資格の分類、在留資格ごとの在留資格該当性の正確な理解、入管法や技能実習法等の違反者の対する制裁の理解、コンプライアンスの徹底の必要性等、多岐にわたる内容の研修であった。受講者は熱心に聞き入っていました。

次回の中小企業支援部主催の研修は令和元年

11月18日（月）13時30分から15時30分です。

「法人設立業務（総論）～各種法人・組合の制度概要と選択のポイント～」  
講師は、行政書士 小倉純一



(中小企業支援部 岡本祐樹)

## シリーズ「相続」令和元年度第1回開催報告

10月15日に市民法務部・シリーズ「相続」研修会の第1回目を開催いたしました。



当日は、台風通過・3連休後にもかかわらず会員及び補助者の方の参加をいただきました。第1回目の研修は2部構成で、第1部「相続に関する手続きの流れ」（宇都宮支部・岡井正樹会員）、第2部「戸籍の見方、さかのぼり方」（小山支部・桐生雅弘会員）の各々講義と質疑応答を実施いたしました。第1部では相談業務の受け方、相談事例の紹介、相続の発生（開始）からの流れと必要な書類等について講師の経験を踏まえながら講義していただきました。

質疑応答の中で「実際の相談事例」の回答が欲しいとの要望に、急遽講師の方にご協力をいただきあくまでも参考の回答例でありますが研修会終了時点で配布させていただきました。

第2部では戸籍の見方・さかのぼり方及び注意すべき事項を実際の事例をもとに講義いただき、

合わせて職務上請求書の記載例及びメリットについても講義していただきました。死亡地等、講師の経験された実際の事例でなくてはわからない情報を含めて説明いただきました。シリーズ「相続」研修は、あと4回開催予定です。各々の開催毎にテーマが変わりますので、単発での参加も可能です。会員及び補助者の方の多くの参加をお待ちしております。



(市民法務部 増山知司)

## 行政書士制度広報月間電話相談の結果報告

10月1日（火）午前10時から午後4時まで行政書士会館において標記の相談会を行いました。

回答者は土地利用は小林謙二会員、相続・遺言を大橋勝典会員、入管を伊澤恵子会員に対応していただきました。

相談結果については、土地利用が1件、農地が1件、相続・遺言が1件、その他が1件で計4件であり、相談者は皆様満足されて相談を終えられたことを報告いたします。

（制度推進部 青木勇夫）





## 【佐野】

### 広報月間無料相談会開催

広報月間活動の一環として、10月8日（火）午前10時から正午まで、佐野市役所1階市民活動スペースCにおきまして無料相談会を開催いたしました。無料相談会当日は佐野支部会員7名にて対応をいたしました。

無料相談会には5組7名の相談者がお越しくださいました。相続・遺言に関する相談が4件で、贈与に関する相談を1件受けました。

開始時刻は午前10時からでしたが、午前9時半にはすでに2組の相談者が来場されておりました。会場設営を早めに進め、予定開始時刻より早めに相談会を開始いたしました。来場された方々には栃木県行政書士会のパンフレットをお渡しいたしましたので、周知活動も十分行うことができました。

相談者より『ありがとうございました』のお声をたくさんいただきました。大変ありがとうございます。相続・遺言に関して相談のできる方を市民のみなさまが欲しております。佐野支部では今年度より相続・遺言に関する無料相談会を定期的に開催することを支部理事会で話し合っております。年内に無料相談会を開始することができますと、市民のみなさまに大変喜ばれるものになると感じております。



（支局長 中村光男）

## 【那須】

### 第3回無料相談会

第3回無料相談会が10月8日（火）に那須塩原市役所市民室にて10時から15時まで行われました、参加会員は8名でした。天気が雨模様でいま一つという感じで相談者の足が遠のくのではないかと懸念されましたが、午前中には3組、午後には1組の相談がありました。相談内容はいつもの相談会と同じように相続に関してですが、それぞれの相談者の疑問や悩みは多岐に渡り、税金（相続時精算課税制度の提案）、遺言（種類、特色）、相続人（精神障害障害者がいる場合）などに関する説明など、私たち専門家に求められる知識等は徐々にではありますが、高まってきていると感じます。また、最近では終活に関して興味を持たれる方が増えているので、私たちも以前には見られなかったテーマに関してアンテナを張る努力が一段と要求されていると感じています。



（支局長 村上文夫）

## 【足利】

### 市民公開講座及び無料相談会を開催

さる10月19日（土）に足利市民プラザにおきまして、市民の皆様を対象とします「無料講話及び無料相談会」を開催致しました。2月開催は驚くような盛況になるものの、同じような周知広報活動をしても、10月開催は驚くような悲惨な状況が続いています。台風直撃及び総選挙直前などという状況に原因を求めるができる場合はともかく、何で……。10月は行事（町内会や幼稚園の運動会等？）が多いからと自らを慰めていますが……。今年は、1週間前の超大型台風直撃と昼前に雨が降っていた事に原因を求めるを得



ません。協力会員8名で相談件数は3件。

講話の担当は、僭越ながら私、杵渕が務め約1時間全力でお話させていただきましたが、珍しいスーツ姿に赤いシャツに赤いネクタイの勝負服も空しく映っていたことと思います。



(足利支部支局長 杵渕 徹)

## 【宇都宮】

### 宇都宮城址まつり参加

10月20日（日）「宇都宮城址まつり」が開催されました。このイベントは、宇都宮の歴史を知ってもらおうと平成8年から始まったものです。今に残る絵巻をモデルに「時代行列」が行われます。この絵巻は、文久3年（1863年）に、宇都宮46代城主・戸田忠恕（ただゆき）が將軍の代理「名代」として、日光参詣を行った途上、宇都



宮へ入城した時の様子を描いたものです。「時代行列」以外にもさまざまな催しが開催されました。



宇都宮支部も啓発活動の一環として無料相談のブースを設けさせて頂きました。遺言、自動車、土地などの相談が多数ありました。

リーフレット、団扇の配布を行い、行政書士業務のPR活動もさせて頂きました。

（支局長 西川育美）

## 【塩 那】

### 行政書士広報月間併せて 無料相談会を3会場で実施

10月の行政書士月間に併せて塩那支部では10月26日（土）にさくら市の氏家体育馆で開催の「夢さくら博」、11月2日（土）には塩谷町の塩谷中学校体育馆アリーナで開催の「生涯学習フェスティバル」そして11月3日（日）には矢板市の「福祉まつり」の会場においてそれぞれ無料相談会を開催しました。

各会場とも晴天に恵まれ、多くの来場者が訪れて大変賑わいました。今回の無料相談会には、支部会員延べ15名が参加していただき相談に当たっていただきました。



さくら市会場では4件、矢板市会場では6件の相談がありましたが、今回初めて実施した塩谷町会場では事前の広報不足もあって相談は1件でした。

この外、無料相談以外の活動として会場内では行政書士のパンフレットやテッシュペーパーに加え、支部オリジナルの広報グッズ（携帯朱肉入れ）を配り行政書士業務の普及啓発活動も行いました。

各会場での相談は主に、高齢者からの遺言や相続に関することが大半を占めており、引き続きこれらの相続等の相談に迅速に対応が出来るよう日頃から研鑽の必要性を感じさせられました。



(支部長 村上和雄)

## 【小 山】

### 法の日 無料相談会が開催されました

10月27日（日）午前9時～午後3時まで、小山市城南市民交流センター（ゆめまち）にて、行政書士と土地家屋調査士による合同の無料相談会が開催されました。相続問題や台風による水害の困りごとなど、多岐にわたる相談で、合計26件の相談が寄せられました。



(支局長 星野良一)



### 栃木会の 申請取次行政書士 の動向

新規申出（10月）	8名
更新申出（10月）	7名
申請取次行政書士（10月末現在）	134名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ【会員専用】ページ各種申請様式—申請取次行政書士—申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：028-635-1411）  
次回の予約締切日：11月29日（金） 受付日：12月11日（水） 時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月15日です。

（更新手続きは有効期限の2ヶ月半前から受付できます。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

【ご注意】顔写真は、証明写真（写真館または証明写真機で撮影したもの）のご用意をお願いいたします。（ご自分で撮影し家庭用プリンターで印刷したものは、影が入ったり、鮮明でないものがあり、入管で受付できないことが多いため）



## 栃木県行政書士会カレンダー（12月）

日	予 定	時 間	主 催
1 日	理事会・幹事会	13:30～	
3 火	丁種封印新規希望者説明会	13:30～	封印管理委員会
9 月	広報部会	13:00～	広報部
	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所2階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
10 火	産業廃棄物収集運搬業 特別研修会（新規・更新共通）	9:30～17:00	建設環境部
11 水	登録説明会	10:00～	総務部
	T I A相談会	10:00～	国際部
	申請取次新規受付	13:30～	申取管理委員会
	外国人在留資格無料相談会 (於：足利市生涯学習センター会議室)	13:00～16:00	足利支部
12 木	シリーズ相続研修会③「法定相続情報証明制度の概要と手続きについて」、「許認可手続きにおける相続」	13:30～16:10	市民法務部
16 月	法人設立業務（各論）研修会 ～合同会社と一般社団法人の設立を中心に～	13:30～15:00	中小企業支援部
	U C I A相談会	15:00～	国際部
17 火	市街化調整区域の開発行為研修会	13:30～14:50	土地利用開発部
	農業経営基盤強化促進法等の改正研修会	15:00～16:00	土地利用開発部
18 水	K I F A相談会	10:00～	国際部
	行政書士専門相談（於：小山市役本庁舎地下1階市民相談室） (予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282)	10:00～12:00	小山支部
	国際業務研修会	13:30～	国際部
19 木	T I A事業者向け相談会	10:00～	国際部
	風俗営業許可研修会	13:30～15:30	運輸交通風営部
22 日	市民プラザ無料相談会 (於：うつのみや表参道スクエア5階市民プラザ)	13:00～16:00	宇都宮支部
24 火	登録説明会	10:00～	総務部
25 水	行政書士専門相談（於：小山市役本庁舎地下1階市民相談室） (予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282)	10:00～12:00	小山支部
	行政書士専門相談（於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） (予約問い合わせ：相談会受付窓口 080-8720-9587)	10:00～12:00	小山支部
26 木	行政書士専門相談（於：下野市保険福祉センター「ゆうゆう館」会議室） (予約問い合わせ：相談会受付窓口 080-8720-9587)	10:00～12:00	小山支部
27 金	総務部会	13:30～	総務部
	事務局との連絡会	15:00～	総務部
29 日	事務局年末休業		
30 月	事務局年末休業		
31 火	事務局年末休業		

## 日行連だより



日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連No.	受信日付	文書の表題
662	R1. 10. 1	取次申請予約制度に関するお問合せ先変更のご案内について
677	R1. 10. 7	長期相続登記等未了土地の解消作業に係る委託業務の入札について
692	R1. 10. 11	消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について（会員周知願い）
698	R1. 10. 11	令和元年10月分会費納入について（お願ひ）
708	R1. 10. 11	執行官の採用選考受験案内について
726	R1. 10. 17	令和元年台風19号による被害状況等の報告について（お願ひ）
738	R1. 10. 17	第4回行政不服審査交流会に係る周知協力について（依頼）
740	R1. 10. 17	内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」に伴う各単位会の男女内訳調査について（お願ひ）
756	R1. 10. 29	令和元年台風第19号の被災自治体及び被災者への支援活動について（お願ひ）
758	R1. 10. 29	令和元年度台風第19号による災害についての自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて（周知）
775	R1. 10. 29	著作権教育伝道師の公募について（周知）
781	R1. 10. 29	日本行政書士会連合会会則の一部変更に係る総務大臣認可について
813	R1. 10. 31	司法研修に係る令和元年度広域講座開設助成金のご案内及び令和2年度に実施する司法研修に係る広域広告のための「月間日本行政」のご活用について（お知らせ）
828	R1. 10. 31	令和元年台風第19号等の災害に係る支援金の募集について
829	R1. 10. 31	「令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の制定に伴い許認可等の存続期間（有効期間）が延長されたこと等について



### 台風19号災害による自動車登録申請書添付書類有効期限の取扱について

～国交省より～

国土交通省より、各地方運輸局等宛てに添付のとおり文書を発出したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

このほか、台風19号による災害については、各種許認可等の有効期間の延長や期限内に履行されなかつた行政上の義務の履行の免責などが行われております。

詳細は、当会HP会員専用「業務情報」に次の資料がアップされておりますので、ご覧ください。

自動車登録申請書の添付書類の有効期間に係る取扱いについて.pdf



### 台風19号災害により許認可等の存続期間（有効期間）が延長されたこと等について

～総務省より～

標記の件についてに日行連経由、総務省より周知依頼が届いています。

台風19号による災害が特定非常災害に指定されたことにより、一部許認可等の有効期間が延長されるとともに、法令上の義務の免責が設定される等の措置が講じられることについての情報提供と周知依頼となっています。

詳細は、当会HP会員専用「業務情報」に次の資料がアップされておりますので、ご覧ください。

台風19号災害により許認可等の存続期間（有効期間）が延長されたこと等について.pdf



事務所名称 つかもと行政書士事務所  
所 在 地 那須塩原市無栗屋423番地86  
入 会 日 令和元年5月1日  
氏 名 塚本さゆり

### 行政書士になったきっかけを教えてください

「勉強をしたい…。」と思って、通信教育のカタログを広げた時に「これだ！」ということで行政書士を目指しました。ほぼ、思い付きです。

大学生の時に法律の講義を受けましたが、2日目から行くことはありませんでした。なので、かなり抵抗があったのですが自分の直感を信じて勉強を始めました。

すると法律というのは意外と生活に密着しているということが分かり、「普段の生活の中で感じる漠然とした不安」は法律の知識をもって解決できるのではないか？そういう面から何か社会に役に立てることはないか？と考えるようになりました。

### 業務を行う上で気を付けていることは？

行政書士としても社会人としても未熟なので、業務を通して色々と教えていただいているということを忘れないように心がけていきたいと思っています。これから色々な業務に携わって、地域の方に頼りにしていただけるような行政書士になりたいです。

### 休日はどのように過ごされていますか？

息子と過ごすことが多いです。あとは、自宅のまわりの草刈りや開拓をしています。

雑木林の中なので、生活に支障が出ると、花を植えて彩を楽しみたいという思いから、マメに草刈りなどを行っていますが、自然には中々勝てず、よく心が折れます。

### 趣味はありますか？

木工クラフトなど、ものづくりが好きでよくやっていました。クリスマスリースは毎年その辺の雑草で手作りしています。最近は、息子がハマり出したyoutubeに影響を受けて、専らおもしろ動画を見ています(笑)

### 最後に抱負をひと言お願いします（例えば、どのような行政書士になりたいとか）

志として「社会に貢献する」というのが一番にあります。国内外のボランティア活動を通して、素晴らしい活動をしている（若干変わった）人たちとたくさん出会ってきました。今は育児と勉強と主人の世話に必死ですが、彼らのように信念を貫いて草の根活動を続けられる人間になりたいという思いは持ち続けています。

とはいって、まずは行政書士としてきちんと仕事ができるようになることが、今のところ一番の目標です。いずれは行政書士の資格と知識を生かして、とくに子どもたち、若い世代に夢を持ってもらえるような活動をしたいと考えています。具体的な事はまだ見えていませんが、これから経験と実績を積んで見つけていきたいと思っています。

### 後記

塚本会員は本年の5月に登録されたばかりの新入会員ですが、入会直後から那須支部活動にも積極的にご参加いただきご協力をいただいております。

明るく爽やかな雰囲気で接してください、以前は保育士をされていたとかで子供さんたちにも大人気だったのではないかと思います。

5歳の息子さんの面倒を見ながらのお仕事ということで制約はあるかと思いますが、塚本会員が目指しているように若い世代に夢を持つてもらえるようなご活躍を期待しております。

お忙しい中お時間を割いていただき、有難うございました。

(支局長 村上文夫)



支局かわら版

## 夢を追って上京するのと、地元で就職するのとでは、どちらが幸せになれるのか？

足利支部

懸念。最近、考えています——「夢を追って上京するのと、地元で就職するのと、どちらが幸せになれるのか？」と。地元で就職した場合だと、たとえ一身上の都合や健康上の理由で退職されたとしても、親の扶養家族に戻り、ニートやフリーターになってしまえば、当面生活が脅かされることはありません。一方、大都会では、職を追われれば、すぐさま住も脅かされる事態になります。ネットカフェで踏み止まれればまだしも、ホームレスという状態でさえ考えなければなりません。現住所がなくなってしまうと、住むところを求めているのに、住み込みの仕事さえ探しにくくなるという悪循環に陥ってしまいます。一度日雇い日給生活になって、毎日ネットカフェに宿泊費を納める立場になってしまい月払いのアパート暮らしには戻りにくい。まさに、その日暮らし。

伝説。おばあちゃんに育てられ、高校卒業直後に全財産5万円をポケットに夜汽車で広島から頼れる人が誰もいない東京に向かったものの、身体が痛くて途中下車してしまった横浜で、まず住み込みの仕事を探した、その少年は約10年後にスーパースターとして、日本武道館や後楽園スタジアム（現在の東京ドーム）のステージに立っていました。その名は、矢沢永吉。疲れぬ夜に、そのときの矢沢少年の心の中に思いをめぐらせることができます。怖くはなかったのでしょうか？不安ではなかったのでしょうか？心細くはなかったのでしょうか？私には決してマネできないだろうな……。叶えることができなかつた、果たすことができなかつた数多くの人たちの「夢」の上に築かれた「伝説」——。矢沢永吉70歳。

勇気。TV番組「幸せ！ボンビーガール」を見ると、勇気あるなあ～と。無謀と言っては失礼だと思うので、行動する勇気。アルバイトで貯めた、わずかばかりの所持金を家賃などの初期費用でほぼ使い果たして、自転車操業覚悟で上京してしまう「ボンビーガール」たち。歯車が一つでも狂えばたちまち破綻してしまいそうな、さきやかな暮らし。でも、もしかしたら、矢沢さんとボンビーガールの差なんて紙一重なのかも知れません。18歳の勇気が正しかったか否かは、い

つでも結果論。「夢」ってときに罪なモノ。「都会への憧れ」ってとっても危険なモノ。無くてもいい勇気もある。そんな気がしてしまいます。ロフト付きのおしゃれな部屋はたしかにステキなのですが。

18歳。「機械が好きだから」と専門学校で学んで、ディーラーに整備士として就職した女性がいます。「地元に残りたかったから」と専門学校で学んで、公務員になった女性も。何が何でも上京して叶えたい夢がある人がうらやましい？否、現実的で堅実的で地に足がついている生活だって、それも、また「夢」。

もっとも私は彼女たちの純粹さの足元にも及ぼません。なんせ私が上京した理由は、「矢沢さんの日本武道館コンサートに行く」ためなのですから……。お恥ずかしい限り。何を考えてたんだ、18歳の私。そして、4年間の東京生活で「東京は生活する場所ではない」との結論を得て、地元に戻って来たのでした。「都落ち」唯一の心残りはまたしても「矢沢さんのコンサートに行きにくくなるかも」という成長も夢も何もない、懲りない22歳の私。結果として、こんな仕上がりになりました。

結論。秋田県出身の人から聞いたことがあります。秋田の親が許してくれる都会は、仙台まで、上京するなんてもってのほか——とのこと。その人は上京して私と同級生になったわけですが、妹は仙台止まりで我慢したので姉に対して不満タラタラだったとか。関西圏だったら大阪まで？九州だったら福岡まで？上京に対して北関東の私たちには考えられないほどのハードルの高さ。魅力のない県最下位争いの栃木県と群馬県の唯一の魅力なのかも知れません。関東のナンバー5争い（①東京、②神奈川、③埼玉か千葉、⑤栃木か群馬か茨城）を制するのはどこなのか？どこでもいい！

唐突に結論ですが、上京する人も、地元に残る人も、幸せになれれば、それで良し。無難な結論も、それもまた良し。

（支局長　杵渕　徹）

## 産業廃棄物収集運搬業 特別研修会(新規・更新共通)

建設環境部 主催

栃木県内における産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設設置の許可申請に係る診断書等の作成に関する研修会を下記要領にて開催します。本特別研修を修了することにより、経理的基礎の審査基準（追加書類）にある、中小企業診断士などに、行政書士も含まれることとなります。

なお、診断書の客觀性を担保するため、申請書の作成または申請の代理を行う行政書士とは別の行政書士が作成したものであることが要件となりますのでご注意下さい。

## 【更新の方へ】

下記研修会を受講した場合、次の修了証の有効期間は2025年3月31日までとなります。

昨年郵送した新修了証の有効期間から5年ではありませんので、ご注意ください。

(修了証の有効期間：修了証の交付日が属する事業年度の翌事業年度から起算して5年後の事業年度終了の日まで)

○開催日時 令和元年12月10日（火）9:30～17:00

○開催場所 宇都宮市文化会館 3階 第1会議室（宇都宮市明保野町7-66）駐車場あり

○研修内容

時 間 割	研 修 科 目	講 師
1時間目	9:30～11:00 廃棄物の処理及び清掃に関する法律概要	行政書士 田渕 徹
2時間目	11:10～12:40 産業廃棄物収集運搬業許可申請の実務	
3時間目	13:30～15:00 財務諸表に基づく経営分析	行政書士 松岡英彦
4時間目	15:10～16:40 産業廃棄物収集運搬業の経営診断書作成の実務	

○対象者 行政書士

○受講料 2,000円（1科目500円 全4科目）

○締め切り 令和元年12月2日（月）

※1科目終了ごとに、お手持ちの「出席確認カード」に修了印を押印します。（全4科目）

途中からの入退室の場合は、出席扱いはせず修了証の発行は行いません。

前回までに何科目か受講された方はお手元の受講カードを確認の上、当日必ず持参下さい。

※4科目を修了した行政書士には、4时限目終了後、栃木県行政書士会より修了証を交付します。

※行政書士が作成する診断書類を提出する場合は、修了証の写しを添付することとなっております。

・昼食は持参して室内でとるか、近隣の飲食店をご利用ください。



©  
高井研一郎  
研修

今年度5回開催するシリーズ相続研修会の第3回は、法務局の登記官を講師にお迎えしての「法定相続情報証明制度の概要と手続きについて」と、法人の代表等が亡くなられた場合などに発生していく「許認可手続きにおける相続」の2部構成で開催します。

一昨年5月に開始となった法定相続情報証明制度は、金融機関の口座が複数ある場合など同じ書類をいくつも用意する必要が無くなるため会員の皆様も活用されていることと思います。まだ使ったことのない方もいらっしゃると思いますので、手続きについて改めて説明をいただきます。

許認可手続きにおける相続では、どのような許認可でどんな変更が発生するかについて、注意点を交えて説明をもらいます。大きな会場を用意しましたので、たくさんのお申込みをお待ちしています。

#### ○開催日時

令和元年12月12日（木）13：30～16：10

#### ○開催場所

栃木県教育会館 5階 小ホール（宇都宮市駒生1-1-6／コンセーレと同じ敷地内、地図参照）



#### ○研修内容、講師

シリーズ「相続」研修会 第3回

第1部 13：30～14：30

「法定相続情報証明制度の概要と手続きについて」

講師=宇都宮方法務局 不動産登記部門 羽入田和弥 登記官

第2部 14：40～16：10

「許認可手続きにおける相続」

講師=青木裕一 行政書士（本会 中小企業支援部長）

#### ○対象者

会員、補助者

#### ○受講料

500円（シリーズの各回500円かかります）

#### ○締め切り

12月6日（金）

※全5回のシリーズですが、内容は独立しているので興味のある回だけの受講で問題ありません。

※受講の申込みは、各回ごとにお願いします。

**研修  
詳細**

## 法人設立業務（各論）～合同会社と一般社団法人の設立を中心に～

中小企業支援部 主催

- 開催日時 令和元年12月16日（月）13：30～15：00
- 開催場所 栃木県行政書士会館 2階
- 研修内容 法人設立業務の各論として、合同会社・一般社団法人・一般財団法人を取り上げ、それぞれの法人を実際に設立できるようになるよう、書類の作成や手続きの注意点について解説いたします。合同会社との対比の意味で株式会社に、一般社団法人との対比でNPO法人に、それぞれ必要な範囲で言及することを予定しています。より理解を深めるためには、前回の「法人設立業務（総論）」を受講していることが望ましいですが、内容は独立していますので、今回の各論のみでも受講いただけます。
- 講 師 行政書士 小倉純一
- 対 象 者 会員（補助者の方は受講できません。）
- 受 講 料 500円
- 締め切り 12月9日（月）

**研修  
詳細**

## 市街化調整区域の開発行為研修会

土地利用開発部 主催

- 開催日時 令和元年12月17日（火）13：30～14：50
- 開催場所 栃木県行政書士会館 2階
- 研修内容 市街化調整区域の開発行為の基礎を学びます
- 対 象 者 会員、補助者
- 講 師 行政書士 秋葉 憲司
- 受 講 料 500円
- テキスト 「栃木県開発許可事務の手引き（平成30（2018）年4月）」栃木県県土整備部発行をご用意下さい。  
この手引きは、栃木県庁県民プラザや、地方合同庁舎の生協売店でも有償頒布されている他、県土整備部のホームページからダウンロードできます。
- 締め切り 12月10日（火）

※この研修会は昨年の11月13日に開催された研修会と同じ内容になります。

**研修  
詳細****改正農業経営基盤強化促進法等の施行等に関する研修会**

土地利用開発部 主催

- 開催日時 令和元年12月17日（火）15：00～16：00
- 開催場所 栃木県行政書士会館 2階
- 研修内容 相続未登記農地等の利用の促進などを目的に平成30年11月16日に施行された改正農業経営基盤強化促進法等について学びます。
- 対象者 会員、補助者
- 講師 栃木県農政部農政課
- 受講料 無料
- テキスト 全国農業図書刊行のリーフレットをこちらでご用意します。  
実費75円を研修会当日にお支払ください。
- 締め切り 12月6日（金）

※テキスト手配の都合上、締め切りが早めになっています。ご注意ください。

**研修  
詳細****国際業務研修会**

国際部 主催

- 開催日時 令和元年12月18日（水）13：30～
- 開催場所 栃木県行政書士会館 2階
- 研修内容 実際の相談事例を元に入管実務の基礎を学ぶことができます。
- 対象者 行政書士（申請取次者でなくとも受講できます。補助者は不可）
- 受講料 無料
- 締め切り 12月13日（金）

※「出入国管理法令集」、「出入国管理実務六法」など、入管法・国籍法が登載されている法令集を必ずご持参ください。

**研修  
詳細****風俗営業許可研修会**

運輸交通風営部 主催

- 開催日時 令和元年12月19日（木）13：30～15：30
- 開催場所 栃木県行政書士会館 2階
- 研修内容 風俗営業許可に関し、防犯協会担当者からは現場調査から見る問題点について、県警生活安全企画課担当者からは風営法の概要についての講義を行なって頂きます。
- 対象者 会員、補助者
- 講師 栃木県防犯協会 担当者  
栃木県警本部 生活安全部生活安全企画課 担当者
- 受講料 無料
- 締め切り 12月9日（月）

# 募 集

## 研修会申込書

申込欄に○を付け FAX願います。(FAX: 028-635-1410)

研修名	受講料	申込〆切	申込		テキスト申込	昼食 ¥500 程度
			会員	補助者		
12/10 産業廃棄物収集運搬業特別研修会(新規・更新共通)	2,000円	12/2		/	—	—
12/12 シリーズ「相続」研修会(第3回)	500円	12/6			—	—
12/16 法人設立業務(各論)～合同会社と一般社団法人の設立を中心に～	500円	12/9		/	—	—
12/17 市街化調整区域の開発行為研修会	500円	12/10			—	—
12/17 改正農業経営基盤強化促進法等の施行等に関する研修会	無料	12/6			—	—
12/18 國際業務研修会	無料	12/13		/	—	—
12/19 風俗営業許可研修会	無料	12/9			—	—

支部名		会員氏名	
FAX		補助者 氏名	

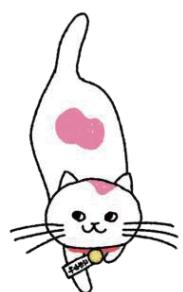
- ※ 補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。
- ※ 補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に○を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に○を記入してください。
- ※ 研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいますようお願いいたします。

### 補助者に関する手続きについて(ご案内)

補助者の設置・異動・廃止があったときには、遅滞なくお手続きをお願いいたします。

また、会員の氏名、法人名、事務所名称、事務所所在地に変更があったときも補助者証に変更が生じますので、お手続きをお願いします。

各手続きに必要な提出書類の詳しい説明や書式は、栃木県行政書士会会員専用ページの最初に表示されるページの「各種申請様式」よりダウンロードできます。



### ◎補助者に関する事項 ~日行連行政書士マニュアルより~

行政書士は、その事務に関して補助者を置くことができる(法施行規則第5条)。この事務とは、法第1条の2及び第1条の3に規定する業務その他法令等に基づく行政書士業務及びその業務に付随して処理する必要のある事務をいう。

しかし、行政書士の業務はあくまでも行政書士の責任においてなされなければならないものであって、補助者に一任してしまうことは許されない。また、補助者に作成させた書類は必ず点検の上、その書類に記名して職印を押さなければならない。

さらに、行政書士が補助者を置いたとき、補助者に異動があったとき、又は補助者を置かなくなったときには、遅滞なく、その者の住所及び氏名を行政書士会に届け出なければならないこととなっている(法施行規則第5条第2項)。

補助者に業務に関する事務を行わせるにあたっては、行政書士会が発行する補助者証を常に携帯させ、補助者章を着用させなければならない。

## 栃木県行政書士会員の動き

### 【入会】

(令和元年 10月 31日現在)

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名	電話	備考
				所在地		
	宇都宮	R1. 10. 2	321-0982	行政書士法人NCP宇都宮事務所	028-651-1221	
	赤羽多加志			宇都宮東宿郷 3-2-18 高智穂ビル 7階-A		
	栃木	R1. 10. 15	329-4423	田中順子行政書士事務所	090-5529-7022	
	田中 順子			栃木市大平町西水代 2776-3		

【退会】高坂 肇会員のご冥福をお祈りいたします。

支 部	氏 名	退会年月日	備 考	支 部	氏 名	退会年月日	備 考
宇都宮	渡邊 憲男	R1. 10. 31	廃業	宇都宮	高坂 肇	R1. 9. 27	死 亡
芳賀	古沢 正章	R1. 10. 29	廃業				

経営状況分析の  
電子申請登録で  
**経審&評点アップ対策テキスト** プレゼント!!

お客様からの質問に…

- 法改正で何が変わったの？
- 点数にはどの項目が関係するの？
- うちの会社の改善点は？



具体的に説明できます！

経審制度の解説と  
評点アップの  
ポイント

令和元年6月改正  
Net-Core

一内容一  
経営事項審査の流れ  
審査項目・審査基準  
評点アップポイント



評点アップ  
対策には…

経営状況分析に関するお問い合わせは **弊社HP**をご覧いただか、下記の**電話番号**までお問い合わせください!

**Net-Core**

国土交通省登録経営状況分析機関(登録第8号)

**Tel:028-649-0111 Fax:028-649-0303**

〒320-0857 宇都宮市鶴田2-5-24 クレインズ21 1F-A

詳しくは株式会社ネットコアで検索！

株式会社ネットコア 

<p>編集後記</p> <p>10月13日に本県を直撃した台風19号は、死者4名、住宅被害19,718棟、災害ゴミ10万トン超、災害救助法適用自治体は13市8町（10月31日現在）と県下に大きな被害をもたらしました。観測衛星、数値モデル等により気象予報は、急速に進歩しています。事前の備えも図られています。今後はさらに事後の対応力も求められていると感じました。被害にあわれた皆様には心よりお見舞い申し上げます。 (広報部 室賀芳明)</p>	<p><b>行政書士とちぎ</b> 11月号 No.515</p> <p>発行人 〒320-0046 メールアドレス ホームページ 編集定価 印刷所</p> <p>横山眞 宇都宮市西一の沢町1番22号 電話 028-635-1411 (代) FAX 028-635-1410 gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp http://www.gt9.or.jp/gyosei 広報部 250円 有限会社 高久印刷</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます)



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

# 行政書士は、

頼れる街の法律家。

馬河 太郎



## 人生100年 あなたに寄り添う 行政書士

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします!



**日本行政書士会連合会**  
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations  
**栃木県行政書士会**

後援: 総務省  
後援: 栃木県



日本行政書士会連合会 公式キャラクター  
ユキマサン

令和元年度 行政書士制度広報月間 10月1日~10月31日



行政書士相談センター 028-638-0919

電話無料相談 (月~金 9:00 ~ 17:00  
年末年始・祝祭日除く)

マスコットキャラクター アドちゃん